平成17年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

平成17年11月15日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大曲仙北広域交流センター第1研修室に招集した。

- 1. 平成17年11月15日(火)午後2時05分 開会
- 1. 平成17年11月15日(火)午後2時52分 閉会
- 1. 出席した議員は次のとおりである。
 - 1番 橋本五郎 2番 大野忠夫 3番 佐藤峯夫 4番 伊藤福章
 - 5番 杉沢千恵子 6番 金谷道男 7番 藤原万正 8番 泉 繁夫
 - 9番 石塚 柏 10番 本間輝男 11番 佐藤宗善 12番 武藤 威
 - 13番 渡邊秀俊 14番 佐藤文子 15番 田口喜義 16番 熊谷良夫

計 16名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美 副管理者 石黒直次 副管理者 松田知己

副管理者 佐々木康雄 監查委員 坂本昇一

事務局長 小松啓祐 管理課長 後藤兼武 消防長 里見喜代治

大曲消防署長 佐藤富男 角館消防署長 高橋庄孝 消防総務課長 伊藤和美

後三年更生園長 進藤恭助 角間川更生園長 佐藤仁志

角館広域交流センター所長 西根博和 介護保険事務所長 逸見博幸

管理課副主幹 伊藤忠彦 管理課主席主査 菅尾 修 管理課主査 久米 正

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 伊藤 忠彦

- 1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。
- (1)報告第 2号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例)
- (2)報告第 3号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例)
- (3)報告第 4号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合広域交流センター条例 の一部を改正する条例)
- (4)報告第 5号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例)
- (5)報告第 6号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合と仙北市との間の大曲 仙北広域市町村圏組合火葬場の使用許可及び使用料の徴収に関する事務の委 託に関する規約)
- (6) 議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第25号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第26号 平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)
- (9) 議案第27号 平成17年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)
- (10) 議案第28号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

臨時議長: (大野忠夫君)

ただ今ご紹介頂きました大野忠夫です。地方自治法第107条の規定により、臨時 に議長の職務を行うことになりました。よろしくお願い申し上げます。

これより平成17年度第2回仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。 管理者からあいさつがあります。

管 理 者

(栗林次美君)

本日、平成17年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしました ところ、議員各位におかれましてはご多忙のところご参集を頂きまして誠にありがと うございます。

はじめに、これまでの諸般の状況と主要事業の進捗状況についてご報告させて頂き

まず先般、10月30日本圏域内において市長選挙が行われ、その結果10月30 日には仙北市の初代市長に石黒直次氏が当選の栄に浴されております。なお、石黒市 長には11月7日の当広域正副管理者会議において副管理者に選任され、就任いたし ております。

次に、合併後大仙市、美郷町の議会議員の選挙が行われ、10月14日には、大仙 市議会議長に橋本五郎氏が選任され、当組合議員として就任しております。なお大仙 市議会から当組合議員として、10月14日付で佐藤文子氏、杉沢千恵子氏、金谷道 男氏、大野忠夫氏、石塚柏氏、本間輝男氏、渡邊秀俊氏、以上7名の方々が選任され、 就任しております。

また、10月5日には美郷町議会議長に伊藤福章氏が選任され、当組合議員として 就任しております。なお美郷町議会から当組合議員として、10月5日付で武藤威氏、 泉繁夫氏、熊谷良夫氏、以上の3名の方々が選任され、就任しております。

次に9月20日の仙北市発足に伴い、仙北市議会から9月28日付で仙北市の初代 議長に佐藤峯夫氏が選任され、当組合議員として就任しております。なお仙北市議会 から当組合議員として、藤原万正氏、佐藤宗善氏、田口喜義氏、以上の3名の方々が 選任され、就任しております。

ここに新しく選任されました議員の皆様には心からお祝いを申し上げたいと存じま す。今後広域行政の運営につきましては一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い を申し上げる次第であります。

次に、当広域管内のアスベスト対策について状況をご報告いたします。

アスベストが使用されている可能性のある対象施設24カ所について調査した結 果、消防分署2カ所、大曲・角館の両交流センター2カ所の計4カ所を更に専門業者 の分析を要することから、業者に依頼し、その結果、アスベストの含有が認められた 施設は、消防関係の神岡分署、南外分署の2カ所に車庫の天井部分にアスベストの吹 きつけが確認されました。両分署とも飛散防止の対策が必要なことから、係る改修工 事の経費について今次臨時議会に予算の補正を上程しております。

次に、消防事業関係についてであります。

職員定数の欠員補充による職員採用につきましては、1次試験を9月18日に、2 次試験を9月8日、9日に実施し、上級4名の合格者を発表し、平成17年10月1 日付で採用しております。

今年度予定しております消防車両の更新事業につきましては、南外分署配備の救急 自動車は12月末日までに納車予定となっており、神岡分署配置の消防ポンプ自動車 は来年2月末の納車予定となっております。

次に更生園関係についてであります。

後三年更生園の創立30周年記念式典を10月6日に保護者会並びに来賓多数の出

後三年更生園の改築につきましては、16年度に耐力度調査を実施し、今年度9月に保護者会と職員の合同による先進地の各施設を視察しております。また、かねてから県に対しまして改築に向け要望をして参りましたが、当初20年度事業と受け止めておりましたが、県との話し合いの結果、最近の協議で19年度事業の可能性も考えられることから、その準備作業を進めているところであります。

次に更生園の職員採用につきましては、3名の採用に対し114名の応募がありました。1次試験を9月18日、2次試験を11月10日に実施し、合格者の発表を11月25日としております。採用職員は18年4月1日付としております。

次にへい獣関係についてであります。

死亡獣畜の処理を委託しておりました岩手県の太田油脂産業が廃棄物の不適正処理が発覚し、岩手県より営業停止の行政処分が下されたため、獣畜の処理が滞ることがないように、岩手県、秋田県、県南4広域及び化成業者と協議をいたし、17年9月1日付で太田油脂産業との契約を解除し、新たに同じ岩手県の東北油化株式会社と契約を締結しております。

次に病院群輪番制事業についてであります。

当広域管内の3カ所の病院に委託し実施している事業でありますが、今回、国県の補助金の廃止に伴い、補助金の8割を市町村へ地方交付税措置がされることになりました。委託している3カ所の病院につきましては、基準単価を2割程度減額させていただいて事業を継続させていただくことにいたしております。

次に介護保険事業についてであります。

国の法改正に伴い保険給付費の減額及びシステム改修に係る増額分と併せ、予算の減額補正をお願いするところであります。なお、来年度からスタートする第3期介護保険事業につきましては、制度改正に伴う新たな対応、3カ年の介護保険料の算定等について、現在策定委員会において内容を検討しているところでありますことをご報告申し上げます。

この後、事務局から各上程議案について説明させますが、臨時会にご提案申し上げる案件は、専決処分報告5件、条例の一部改正2件、補正予算2件、人事案件1件の合計10件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

臨時議長

(大野忠夫君)

それでは本日の議事は日程第1号をもって進めます。

日程第1「仮議席の指定」をいたします。

「仮議席」はただ今ご着席の席を指定いたします。

次に日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は「指名推薦」によることに決しました。 お諮りいたします。指名の方法については臨時議長において指名することにしたい と思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

| 異議なしと認めます。よって指名の方法については臨時議長において指名すること |に決しました。 議長に大仙市議会議長の橋本五郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今臨時議長において指名いたしました橋本五郎君を議長の 当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって橋本五郎君が議長に当選されました。橋本五郎君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

橋本五郎君から発言の申し出がありますのでこれを許します。

議 長 (橋本五郎君)

ご推薦を受けました橋本であります。議会の円滑なる議会運営に努めて参りたいと思いますので、議員各位の皆様方の尚一層のご指導、ご協力を賜りたいと思います。 よろしくお願い申し上げたいと思います。

臨時議長 (大野忠夫君)

以上を持ちまして私の臨時議長の職務が終了いたしました。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

それでは橋本議長、議長席にお着き願います。

議 長!(橋本五郎君)

この際、議事の都合上暫時休憩いたします。

追加議事日程の配布をお願いします。

(追加議事日程配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事を執らせていただきます。よろしくご協力の程、お願い申し上げます。 お手元に配布いたしました日程表のとおり、本日の日程に追加し議題としたいと思い ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、お手元に配布いたしました日程表のとおり本日の 日程に追加をし、議題とします。

それでは追加日程第1「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。議員諸君の氏名とその議席の番号を職員に朗読いたさせます。

管理課長 (後

(後藤兼武君)

それでは、議席番号を朗読いたします。

1番、橋本五郎君。2番大野忠夫君。3番佐藤峯夫君。4番伊藤福章君。5番杉沢千恵子君。6番金谷道男君。7番藤原万正君。8番泉繁夫君。9番石塚柏君。10番本間輝男君。11番佐藤宗善君。12番武藤威君。13番渡邊秀俊君。14番佐藤文子君。15番田口喜義君。16番熊谷良夫君。以上でございます。

議 長 (橋本五郎君)

ただ今朗読したとおり議席を指定いたします。

追加日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則 第67条の規定により、議長において2番大野忠夫君、3番佐藤峯夫君、4番伊藤福 章君を指名いたします。

追加日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

それでは追加日程第4 「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第2項 の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は「指名推薦」によることに決しました。 お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思 います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって指名の方法については議長において指名することに 決しました。

副議長に仙北市議会議長の佐藤峯夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました佐藤峯夫君を副議長の当 選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって佐藤峯夫君が副議長に当選されました。佐藤峯夫君が 議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたし ます。

佐藤峯夫君から発言の申し出がありますのでこれを許します。

副議長

(佐藤峯夫君)

特に発言ありません。よろしくお願いします。

議長

長 (橋本五郎君)

どうもありがとうございました。

追加日程第5 「報告第2号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長

: (小松啓祐君)

「報告第2号 専決処分報告について (大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例)」についてご説明申し上げます。

へい獣保冷センターの運営につきましては、死亡獣畜の処理を岩手県の太田油脂産業に委託しておりましたが、この度廃棄物の不適正処理が発覚し、岩手県より営業停止等の行政処分が下されるため、当広域管内の利用者にとって死亡獣畜処理が滞ることのないよう、岩手県、秋田県並びに県南4広域そして処理業者とご協議をいたしまして、17年9月1日付で太田油脂産業と契約を解除いたしまして、新たに同じ岩手県の東北油化株式会社と契約を締結しております。処理業者が変更されましたことによって、お手元の「参考資料1」に記載してございますが、別表第2のとおり牛、馬、豚の種別区分及び処理手数料を17年9月1日より改正することといたし、当設置条例の一部改正する条例を平成17年9月1日から施行するものであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。同条第3項の規定によりこれを報告し、ご承認を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申 し上げます。

議長

長 (橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「報告第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

追加日程第6「報告第3号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)」、追加日程第7「報告第4号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合広域交流センター条例の一部を改正する条例)」、追加日程第8「報告第5号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例)」、追加日程第9「報告第6号 専決処分報告について(大曲仙北広域市町村圏組合と仙北市との間の大曲仙北広域市町村圏組合火葬場の使用許可及び使用料の徴収に関する事務の委託に関する規約)」の4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長

(小松啓祐君)

報告第3号から報告第6号まで専決処分報告につきましては、4件とも仙北市の発 足に伴うものであります。いずれも関連がございますので、一括しご説明申し上げま す。

「報告第3号 火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正」、「報告第4号 広域交流センター条例の一部改正」、「報告第5号 消防本部及び消防署設置条例の一部改正」、「報告第6号 火葬場の使用許可及び使用料の徴収に関する事務の委託に関する規約」、以上それぞれ4件とも条例、規約の一部改正につきましては、平成17年9月20日をもって角館町、田沢湖町および西木村が合併し、仙北市が設置されたことに伴う個々の町村名、そして位置の住所等の一部改正であります。角館町を「仙北市角館町」に、田沢湖町を「仙北市田沢湖」に、西木村を「仙北市西木町」に改め、また3町村を合わせて「仙北市」に位置の住所等を改めるものでございます。施行期日は平成17年9月20日からの施行で、地方自治法第179条第1項の規定の基づき専決処分したものであります。同条第3項に規定により、これをご報告しご承認を求めるものであります。

以上、4件一括しご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「報告第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することになりました。

これより「報告第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

これより「報告第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

これより「報告第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

追加日程第10「議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。 (小松啓祐君)

事務局長

「議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

次に、勤勉手当の支給割合の改正につきましては、0.05 ヶ月分の引き上げについて、6 月期と12 月期に0.025 ヶ月ずつ均等に振り分けるものであります。この振り分けにつきましては、平成18年4月1日からの施行であります。

なお今回の給与改定により減額となる額につきましては、17年12月に支給する期 末手当の額から控除する旨の経過規定を設けるものでございます。

以上、議案24号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認 賜りますようお願い申し上げます。

議長

(橋本五郎君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第24号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、決定いたしました。

追加日程第11「議案第25号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を 改正する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。事 務局長。

事務局長

(小松啓祐君)

| 「議案第25号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の |制定について| ご説明申し上げます。

今回の改正は「林野火災の有効な低減方策検討会」において、火災に関する警報発

¦令中に一定の条件のもと、喫煙を制限し、出火防止を図ることに伴い、当組合火災予 ¦防条例の一部を、お手元の「参考資料2」をご覧になって頂きたいと存じます。新旧 ¦対照表のとおり改正するものであります。

改正の概要ですが、第4条については現在使用することが想定されない石綿について、石綿を削除したことであります。第29条につきましては、山林、原野等の場所で火災が発生する恐れが大であると認めた場合、市町村長が指定した区域内において喫煙しないことを定めたものであります。第4章の章名中の「基準」でありますが、「基準」をそれぞれ「基準等」「技術上の基準等」に改めた一部改正であります。この条例は公布の日から施行し、第4章の章名の改正規定については平成17年12月1日から施行するものであります。

以上議案第25号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認 賜りますようお願い申し上げます。

議長

(橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声))

討論なしと認めます。

これより「議案第25号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第12「議案第26号 平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」、追加日程第13「議案第27号 平成17年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)」の2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長

事務局長

: (小松啓祐君)

議案第26号から議案第27号まで一括し、ご説明申し上げます。

初めに一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、病院群輪番制事業費補助金の廃止、大仙市役所に消防指令端末装置の設置、消防分署2カ所のアスベスト飛散防止工事費の補正でございます。予算の総額に歳入歳出それぞれ2,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,437,562千円とするものであります。

それでは歳入歳出予算の事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをご覧になっていただきたいと存じます。

歳入からご説明いたします。1款1項5目「消防費負担金」4,439千円の増額であります。これは大仙市から指令端末装置購入費分として特別負担金であります。

次に4款1項1目「衛生費補助金」20,648千円の減額であります。これは病院群輪番制事業費補助金の廃止によるものであります。なお、補助金の廃止に伴いまして補助金の約8割は各市町村に地方交付税措置されることであります。

次に7款1項1目「繰越金」18,258千円の増額でございます。これは病院群 輪番制補助事業費の廃止、消防分署のアスベスト飛散防止工事分の財源を前年度繰越 金で補填するものであります。

次に7ページをご覧願います。

歳出について説明いたします。3款1項2目「病院群輪番制事業費」4,133千円の減額であります。これはそれぞれ病院群輪番制3つの病院にお願いしている事業でございます。仙北組合病院、大曲中通病院そして角館公立病院の3つの病院に対しまして、基準単価の2割程度減額で対応していただくことで、補助単価の減額分でご

! ざいます。

次に5款1項2目「施設整備費」については、消防分署2カ所、南外分署、神岡分署の2カ所のアスベスト飛散防止工事費合わせて1,743千円と、指令センター端末装置を大仙市に設置いたします購入費4,439千円の合計6,182千円の増額であります。

以上が一般会計の補正予算でございます。

次に議案第27号の介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

8ページをご覧願います。歳入歳出予算の総額から、179,812千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,860,557千円とするものであります。これは10月1日の制度法改正に伴いまして、システム改修、そして施設給付費・居宅給付費等と新規給付項目が増えたことによるものと、逆に介護サービス給付費が法改正によりまして減額になったための減額補正でございます。

それでは歳入歳出予算、事項別明細書により説明いたします。 13ページをご覧になっていただきたいと存じます。

歳入からご説明申し上げます。2款1項1目「市町村負担金」17,937千円の減額であります。これは保険給付費減額分が23,125千円の減額と、システム改修業務委託費分5,188千円の増額分との差し引き分の減額であります。次に4款1項1目「介護給付費負担金」37,000千円の減額であります。同じく4款2項1目「調整交付金」11,065千円の減額であります。次に5款1項1目「介護給付費負担金」23,125千円の減額であります。次のページをお願いいたします。6款1項1目「介護給付費交付金」59,200千円の減額であります。次に11款1項1目「財政安定化基金貸付金」31,485千円の減額であります。これは保険料の不足分でございす。

次の15ページをご覧願います。

歳出についてご説明いたします。1款1項1目「一般管理費」5,188千円の増額であります。これは法改正による介護保険システム改修費でございます。

次に2款1項1目「介護サービス給付費」406,000千円の法改正による減額であります。施設給付費、居宅給付費分であります。

次に2款3項1目「高額介護サービス費」16, 000千円の増額であります。これは法改正による利用者負担上限額が低所得者に配慮した額に見直したことによるものでございます。

次に2款4項1目「特定入所者サービス費」205,000千円の増額でございます。 これは法改正によります新規の給付項目でございます。

以上が介護保険特別会計補正予算でございます。一般会計補正予算並びに介護保険 特別会計補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認 賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声))

討論なしと認めます。

これより「議案第26号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第27号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

追加日程14「議案第28号 監査委員の選任について同意を求めることについて」 を議題といたします。暫時休憩いたします。2番大野忠夫君の退席を求めます。

(大野忠夫君退席)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者

(栗林次美君)

監査委員の選任についてご説明申し上げます。当組合規約第9条に「組合に監査委員2人を置く」となっておりますが、現在議員の中から選任される監査委員1名が欠員になっております。つきましては議案記載のとおり、大仙市議会から選任されております大野忠夫氏を監査委員に選任いたしたく、当組合規約第9条第2項に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長

(橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより「議案第28号」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

(大野忠夫君着席)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今監査委員に選出されました大野忠夫君から新任のあいさつをお願いいたしまけ。

監査委員

(大野忠夫君)

重責を担うことになりました大野です。適正な監査に努めて参りますのでよろしく お願いします。

議長

- (橋本五郎君)

以上をもって、今期臨時会の日程はすべて終了いたしました。

| これにて、平成17年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でございました。